

財産処分承認申請書等の作成の手引き

(厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準)

- 財産処分の予定が決まりましたら、処分を行う前に申請書を提出してください。
包括承認事項に該当する報告も同様です。
- 財産処分が完了したら、1か月以内に完了報告書を提出してください。
- 財産処分を行う前に申請等を行わず、その後も厚生局長の指示に従わなかった場合は、補助金等の交付決定を取り消すことがあります。

1. 財産処分とは

補助金等には、その交付要綱が必ずあります。交付要綱には「交付の条件」が定められており、補助金等を交付する際には、この「交付の条件」の遵守が交付決定通知書に記されています。直接、間接に限らず、国の補助金等の交付を受けようとする場合、交付要綱の中の「交付の条件」を熟知しておく必要があります。

この条件の中の一つに「財産の処分の制限」があります。

国の補助金等は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に従い交付されますが、同時に、同法第22条及び同法施行令第13条、第14条において、国の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限しています。

この財産について、①補助金の交付の目的に反して使用し、②譲渡し、③交換し、④貸し付け、⑤担保に供し、⑥取り壊し又は廃棄することを「財産処分」といいます。

2. 財産処分の種類

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に示している財産処分の種類は、次のとおりです。

【**転 用**】補助財産を、補助金等の交付の目的以外で使用すること。

(注1) 「普通財産に転用したい」というご相談をお受けしますが、「普通財産」とは財産の種類のことであり、転用の目的を示すものではありません。

(注2) 施設の業務時間外の時間帯や休日に、本来の業務に支障がない範囲で一時的に別の目的に使用することは、「転用」に該当しませんので、財産処分の手続きは必要ありません。

【**譲 渡**】補助財産の所有者が替わること。

(注1) 補助金等の交付の目的を変えずに使用することが前提です。

【**交 換**】補助財産を、第三者が所有する財産と交換すること。

(注1) 第三者が所有する財産と交換しても、当初の補助金等の交付の目的が満たされなければなりません。

(注2) 老朽化により設備が故障した場合に、業者が引き取る場合は「交換」ではなく「廃棄」になります。

(例) 補助金の交付を受けて整備した冷房設備が古くなった。
自己資金で新たに冷房設備を整備し、古い設備は業者に引き取ってもらう。

【貸 付】補助財産の使用者が替わること。

(注1) 補助金等の交付の目的を変えずに使用することが前提です。

【抵当権の設定】補助財産を担保に供すること。

(注1) 抵当権には、普通の抵当権と根抵当権の2種類がありますが、補助財産を担保に供する場合に設定できる抵当権は、普通の抵当権に限ります。それは、抵当権の設定を承認する条件が、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3により、次のようになっているからです。

(1) 補助財産を取得する際に行われるもの

(例) 住宅ローン

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

(例) 生活応援ローン (要保証人)

住宅ローンや生活応援ローンは、申し込み限度額の範囲内で融資を受け、その後は返済をしていくだけのものです。毎月の返済額が無理のないものであれば、抵当権の設定を承認することができます。

一方、根抵当権の代表的なものはカードローンです。借入限度額の範囲内で借入と返済を繰り返すことができるもので、財産処分の申請時に返済計画を立てることはできないので、抵当権の設定を承認することもできません。

(注2) 社会福祉法人定款準則において、社会福祉法人がその基本財産を担保に供しようとする場合に、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には所轄庁(県知事等)の承認は必要としない旨が記載されていますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める承認は必要です。お忘れにならないようご注意ください。

【取壊し】補助財産(不動産)の使用を止めて、取り壊すこと。

【廃 棄】補助財産(機械器具)の使用を止めて、廃棄すること。

3. 厚生局長が承認する財産処分

厚生労働省では一般会計や特別会計により、様々な種類の補助金等を交付しており、補助事業等により取得した補助財産（不動産や機械器具）を処分する場合は、厚生労働大臣等の承認が必要です。

厚生局長が承認する補助財産の処分は、次のとおりです。

【健康福祉部健康福祉課】

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担（補助）金	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
保育所施設整備費国庫補助金（平成21年度（平成20年度からの繰越））	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（地域介護・福祉空間整備等交付金／地域介護・福祉空間推進交付金）	事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具
次世代育成支援対策施設整備交付金	県・指定都市・中核市、市町村が事業を実施する場合 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具 社会福祉法人等が事業を実施する場合 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具
原爆被爆者健康診断費交付金・原爆被爆者手当交付金（適化法の対象外）	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具

【健康福祉部医事課】

臨床研修費等補助金

事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械及び器具

上記以外の補助金等の交付を受けて取得した補助財産を処分する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となりますので、交付を受けた補助金等の本省の所管課に申請書等を提出してください。

4. 補助財産の処分制限期間

補助事業等により取得した不動産や機械器具は、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣等の承認を受けずに処分することができません（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項第2号。）。この期間のことを「処分制限期間」といいます。

現在の処分制限期間は、次により定められています。

厚生労働省告示第384号（平成20年7月11日）

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」

補助金等の交付の目的に従って、不動産や機械器具を上記告示に定める期間以上使用しなければ（補助事業を行わなければ）、補助財産を処分するにあたっては厚生労働大臣等の承認が必要となります。

【ご注意】

原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象外であることから、上記告示にはこの交付金の名称が記されておられません。しかしながら、交付要綱に「厚生労働大臣が定める期間を経過するまで・・・」とありますので、処分制限期間については上記告示を準用することとなります。

（厚生労働省健康局総務課に確認済み）

5. 経過年数

補助事業等により取得した不動産や機械器具を、補助目的のために使用した期間のことを「経過年数」といいます。この経過年数が「3. 処分制限期間」に満たない場合は、補助財産を処分するにあたって厚生労働大臣等の承認が必要となります。

以下に、経過年数の考え方を示します。



- ①：補助財産の取得、補助事業の開始
- ②：補助目的の事業の取り止め、補助財産の取り壊し

この場合、 部分が経過年数となります。（18年）



- ①：補助財産の取得
- ②：補助目的の事業の開始
- ③：補助目的の事業の取り止め
- ④：補助財産の取り壊し

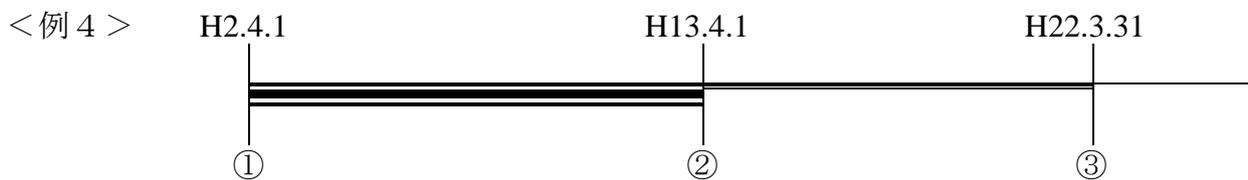
この場合、 部分が経過年数となります。（18年）



- ①：補助財産の取得
- ②：補助目的の事業の開始
- ③：補助目的の事業の取り止め、補助財産の取り壊し

この場合、 部分が経過年数となります。（20年3ヶ月→20年）

※1年未満は切り捨て



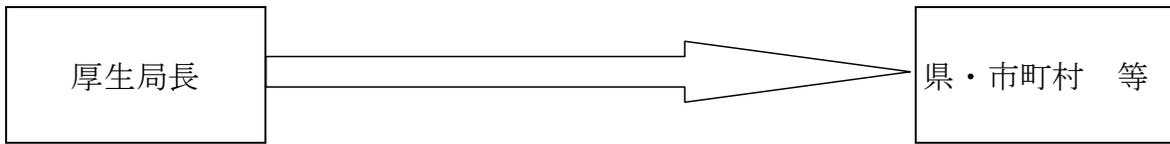
- ①：補助財産の取得、補助目的の事業の開始（法人A）
- ②：法人Aが補助財産を法人Bに無償譲渡（無償譲渡の承認済み）
- ③：補助目的の事業の取り止め、補助財産の取り壊し（法人B）

この場合、 と を合わせた部分が経過年数となります。（20年）

取り壊しの財産処分の承認申請は、法人Bが行います。

6. 補助事業者と間接補助事業者

直接補助



- 補助事業を行おうとする県・市町村等に対し、直接補助金等を交付します。この、直接補助金等の交付を受ける者のことを「補助事業者」といいます。
- 交付決定は、次により通知されます。

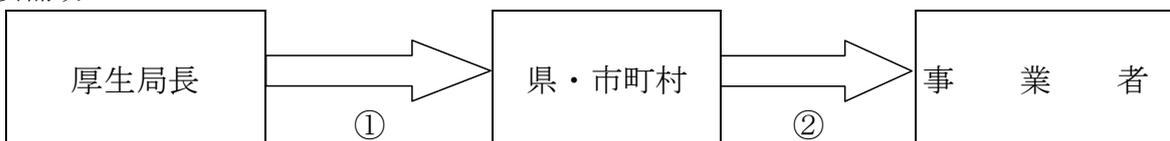
平成〇〇年度保健衛生施設等設備整備費 国庫補助金交付決定通知書	
△△県	
平成〇〇年〇〇月〇〇日△△第□□号で申請のあった平成〇〇年度▽▽ 国庫補助金については、 <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので同法第8条の規定により通知する。</u>	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	厚生局長 〇〇 〇〇
(以下、省略)	

(注意)

「△△県」が「〇〇法人〇〇会」に、「厚生局長 〇〇 〇〇」が「〇〇県知事」になることがあります。これは、厚生局長が県知事に交付決定の通知を依頼したもので、これも直接補助に該当します。

- 県・市町村等が補助財産を処分しようとするときは、厚生局長に直接申請します。
※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく申請

間接補助



- ①県・市町村の補助事業に対し厚生局長が補助金等を交付します。
 - ②県・市町村は、交付を受けた補助金等を財源の一部又は全部として、事業者に対し補助金を交付します。
- 県・市町村を「補助事業者」、事業者を「間接補助事業者」といいます。

● 交付決定は、次により通知されます。

(1) 厚生局→県・市町村

補助事業者に対する補助金等の交付決定ですので、直接補助の場合と同じです。

(2) 県・市町村→事業者

平成〇〇年度△△県社会福祉施設等施設整備費
補助金交付決定通知書

□□会

平成〇〇年〇〇月〇〇日△△第□□号で申請のあった平成〇〇年度▽▽補助金については、△△県補助金等交付規則第〇条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第〇条の規定により通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

△△県知事 〇〇 〇〇

(以下、省略)

● 事業者が補助財産を処分しようとするときは、県・市町村に申請し、その申請を受けた県・市町村が厚生局長に申請します。

(1) 事業者→県・市町村

県・市町村の補助金等交付規則に基づく申請

(2) 県・市町村→厚生局

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第3項の規定により付した条件に基づく申請

● 事業者が財産処分を行う場合、財産処分予定年月日までに県知事（市町村長）による財産処分の承認が必要です。財産処分の予定がある場合は、早めに県市町村に承認申請を行うよう、県・市町村から事業者に対しご指導をお願いします。また、申請書に添付しなければならない書類につきましても、以下に示す例示を参考に、早めの準備についても併せてご指導をお願いします。

7. 財産処分承認申請書・報告書

厚生局に提出される申請書等で、頻度が多いものについて例示します。申請書等の作成上の留意点については、別途様式等で解説します。

(1) 財産処分承認申請書（別紙様式1）

- ケース1 平成10年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金
（厚生大臣 → ○○県 → 社会福祉法人A会）
- | | |
|-----------|--------------|
| 国庫負担（補助）額 | 30,000,000円 |
| 県の補助額 | 15,000,000円 |
| 総事業費 | 500,000,000円 |
- 施設名 養護老人ホームこうせいきょく
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 養護老人ホーム（定員100名）
建物構造 鉄骨造り（骨格材の肉厚4mm超）
建物延面積 3,000㎡
処分の内容 ユニット型の特別養護老人ホームに建て替え（取壊し）
補助事業開始年月日 平成11年4月1日
財産処分予定年月日 平成22年10月1日
- ケース2 平成3年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金
（厚生大臣 → ○○市）
※平成21年4月1日に社会福祉法人B会に無償譲渡
（無償譲渡については承認済み）
- | | |
|-----------|-------------|
| 国庫負担（補助）額 | 15,000,000円 |
| 総事業費 | 25,000,000円 |
- 施設名 こうせいきょく保育園
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 保育所（定員60名）
建物構造 鉄筋コンクリート造り
建物延面積 300㎡
処分の内容 老朽化のため安心こども基金による建て替え（取壊し）
補助事業開始年月日 平成4年4月1日
財産処分予定年月日 平成22年10月1日

ケース 3 平成 19 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
(厚生局長 → ○○市 → (有) C 開発)

交付金の額	15,000,000円
市の補助額	(15,000,000円)
総事業費	25,000,000円

施設名 小規模多機能居宅介護「こうせいきょく」
所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号
施設種別 小規模多機能型居宅介護 (定員20名)
建物構造 鉄筋コンクリート造り (既存の建物を改修)
建物延面積 260㎡
処分の内容 社会福祉法人D福祉会に2,000万円で有償譲渡
(同一事業を10年以上継続)

補助事業開始年月日 平成20年2月1日
財産処分予定年月日 平成23年2月1日

ケース 4 平成 20 年度 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
(厚生局長 → ○○県 → E 市)

国庫補助額	1,080,000円
県の補助額	1,080,000円
総事業費	2,200,000円

施設名 E 市立 こうせいきょく病院
所在地 ○○県E市○○町△丁目△番△号
設備種別 医療機器 (人工呼吸器)
処分の内容 医療法人F会に無償譲渡 (同一事業を10年以上継続)

補助事業開始年月日 平成21年2月1日
財産処分予定年月日 平成22年10月1日

(2) 財産処分報告書 (包括承認事項: 別紙様式2)

ケース5 昭和63年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金
(厚生大臣 → G市)

国庫負担(補助)額 15,000,000円

総事業費 25,000,000円

施設名 G市立こうせい保育所

所在地 ○○県G市○○町△丁目△番△号

施設種別 保育所(定員60名)

建物構造 鉄筋コンクリート造り

建物延面積 300㎡

処分の内容 社会福祉法人H福祉会に無償譲渡

補助事業開始年月日 平成元年4月1日

財産処分予定年月日 平成23年4月1日

ケース6 昭和54年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金
(厚生大臣 → J町(合併してK市))

国庫負担(補助)額 15,000,000円

総事業費 25,000,000円

施設名 K市立こうせいきょく保育園(平成21年3月で廃止)

所在地 ○○県K市○○町△丁目△番△号

施設種別 保育所(定員60名)

建物構造 鉄筋コンクリート造り

建物延面積 300㎡

処分の内容 老朽化による取壊し

補助事業開始年月日 昭和55年4月1日

財産処分予定年月日 平成21年10月1日

ケース7 平成10年度 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金
(厚生大臣 → ○○県 → 社会福祉法人L会)

国庫負担(補助)額 30,000,000円

県の補助額 15,000,000円

総事業費 500,000,000円

施設名 養護老人ホームこうせいきょく

所在地 ○○県○○市○○町△丁目△番△号

施設種別 養護老人ホーム(定員100名)

建物構造 鉄骨造り(骨格材の肉厚4mm超)

建物延面積 3,000㎡

処分の内容 倉庫(30㎡)を居宅介護支援事業所に転用

補助事業開始年月日 平成11年4月1日

財産処分予定年月日 平成22年10月1日

8. 財産処分完了報告書

厚生局長が承認した財産処分については、財産処分が完了した後に、別紙様式3により財産処分完了報告の提出を求めています。（包括承認事項に該当し、別紙様式2により財産処分を報告したものを除く。）

以下に、財産処分の種類ごとに、財産処分完了報告書に添付する書類を例示します。

【転用】

- ・転用前後の建物平面図及び写真
- ・転用することにより地方自治体に届け出を行った書類の写し
（例）転用前の事業の廃止届、転用後の事業の指定書 等

【譲渡】

- ・不動産（動産）譲与契約書（無償譲渡）、不動産（動産）売買契約書（有償譲渡）
- ・建物の登記簿（所有権の移転が確認できるもの）

【貸付】

- ・不動産（動産）貸借契約書
（有償貸付については、貸付期間の賃貸借料を確認出来るもの）
- ・貸し付ける者が行った事業廃止届（写し）
- ・借り受けた者に対する事業の指定書（写し）

【取り壊し】

- ・取り壊し前・途中・後の写真
- ・工事請負契約書（取り壊し工事を含むもの）
- ・建物の登記簿（取り壊しが確認できるもの）

【廃棄】

- ・廃棄した財産の写真
- ・廃棄の過程がわかるもの
（例）契約書、写真、業者の引き取り書（写し） 等

【抵当権の設定】

- ・建物の登記簿（抵当権の設定の事実がわかるもの）

ケース 1

別紙様式 1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事 印

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金により取得した養護老人ホーム
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇県	社会福祉法人A会	養護老人ホーム こうせいきよく		〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
養護老人ホーム	鉄骨造(骨格材の 肉厚4mm超)	3,000㎡	3,000㎡	100名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
30,000,000円	30,000,000円	500,000,000円	平成10年度	34年	11年
⑯処分の内容					⑰処分予定年月日
ユニット型の特別養護老人ホームに建て替える。					平成22年10月1日
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法(いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→(②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(②ア~ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成10年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した養護老人ホームを、ユニット型の特別養護老人ホームに建て替えるため、補助を受けた養護老人ホームを取り壊す申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、社会福祉法人A会が間接補助事業者です。

建物構造：鉄骨造の場合、その骨格材の肉厚により処分制限期間が異なります。鉄骨造の建物を処分する場合は、その骨格材の肉厚まで確認してください。

国庫補助額等：社会福祉施設等施設整備費は社会福祉施設等設備整備費とセットで交付されていることが多々あります。財産処分承認申請の際、国庫補助額や総事業費について、施設整備費と設備整備費が合算し記載されるケースがみられますが、施設の処分の場合、施設のみ国庫補助額や総事業費を記載するようにしてください。

処分制限期間：この事例は、鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）の養護老人ホームですので、34年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから取り壊しを始める日の前日までが経過年数です。

平成11年4月1日に開始し平成22年10月1日に取り壊しを始めますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は11年になります。

経緯及び処分の理由：

このケースは、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2（1）②ウにより承認されるものですので、この事業に係る社会資源がその地域において充足していることが前提です。また、建て替えに係る財源についても明記してください。

添付書類

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- （1）対象施設の平面図、写真を添付してください。
- （2）この事例は間接補助事業ですので、社会福祉法人A会が〇〇県に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- （3）施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて次の書類を添付してください。
 - 建物の構造：建物の登記簿
 - 建物延面積：同上
 - 定員：パンフレット等
- （4）国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。県が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。
- （5）県や市の単独補助事業で建て替えを行う場合は、その補助金に係る内示通知や交付決定通知を添付してください。

ケース 2

別紙様式 1

番号で整理していない法人は日付のみで可

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

中国四国厚生局長 殿

社会福祉法人B会

理事長 〇〇 〇〇 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した保育所
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 (取壊し又は廃棄))

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
社会福祉法人B会		こうせいきょく 保育園	〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
保育所	鉄筋コンクリート 造	300㎡	300㎡	60名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	平成3年度	47年	18年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
老朽化のため安心こども基金により建て替える。				平成22年10月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有(無))

・→無の場合 (次の承認基準の第3(国庫納付に関する承認基準)の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→(②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→(②ア~ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1(有償譲渡又は有償貸付)の該当項目に○)

(1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成3年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した保育所を、老朽化により安心こども基金により建て替えるため、補助を受けた保育所を取り壊す申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者：当初、補助金は〇〇市に交付されていましたが、平成21年4月1日に社会福祉法人B会に無償譲渡されましたので、社会福祉法人B会が補助事業者になります。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の保育所ですので、47年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから取り壊しを始める日の前日までが経過年数です。

平成4年4月1日に〇〇市が補助事業を開始し、平成21年4月1日から社会福祉法人B会が引き続き補助事業を行い、平成22年10月1日に取り壊しを始めますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は18年になります。

経緯及び処分の理由：

この事例の場合、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2（1）⑤イにより承認されるものですので、老朽化により代替施設を整備する旨を記載してください。また、安心こども基金により代替施設を整備する場合は、その旨も併せて記載してください。

添付書類

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- （1）対象施設の平面図、写真（老朽化が判るものを含む）、老朽度調査表（調査を行っている場合）を添付してください。
- （2）施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が〇〇市において保管されていない場合は、実績報告書に代えて次の書類を添付してください。
 - 建物の構造：建物の登記簿
 - 建物延面積：同上
 - 定員：パンフレット等
- （3）国庫補助額、総事業費を確認する書類については、平成21年4月1日に補助財産を無償譲渡する際に、市が厚生局に提出した報告書に添付した書類と同じものを再度添付してください。
- （4）市から法人に対する無償譲渡の承認に関する書類については、承認通知書（簡素化による報告の場合は、その報告書）の写しを添付してください。
- （5）安心こども基金で代替施設を整備する場合、基金の内示通知（保育所名が確認できるもの）を添付してください。

ケース 3

別紙様式 1

〇〇市高齢発第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 市 長 印

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により取得した小規模多機能型居宅介護施設に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
〇〇市	(有) C 開発	小規模多機能居宅介護「こうせいきょく」	〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
小規模多機能型 居宅介護	鉄筋コンクリート 造	260㎡	260㎡	20名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	平成19年度	47年	3年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
社会福祉法人D福祉会に譲渡し、同一事業を10年以上継続。				平成23年2月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
20,000,000円	21,550,000円	<u>定率法</u> ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1) → (②ア ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1) → (②ア〜ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・ →有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1) 地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2) 地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成19年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付を受けて整備した小規模多機能型居宅介護施設を、(有)C開発が社会福祉法人D福祉会に有償譲渡する申請です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇市が補助事業者で、(有)C開発が間接補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の既存の建物を改修したものですが、処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び同法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定めたものですので、建物が新築であっても改修されたものであっても、処分制限期間に違いはありません。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。平成20年2月1日に開始し平成23年2月1日に譲渡しますので、処分予定年月日の時点での経過年数は3年になります。

財産処分納付金額：

この事例は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第4の1(2)①ア(ウ)により承認されるものです。財産処分納付金額は、譲渡額を基礎として算定しますが、上限額は残存年数納付金額となります。

譲渡額を基礎として算定した額

①譲渡額×(国庫補助額÷総事業費) = 12,000,000円
残存年数納付金額(上限額)

②国庫補助額×((処分制限期間－経過年数)÷処分制限期間)
= 14,042,553円

①と②の内、安価な額が財産処分納付金の額となります。

(完了報告書が厚生局に提出された後に、納付書が発行されます。)

添付書類

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 記入要領では、「対象施設の全部を譲渡する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない」とされていますが、添付をお願いします。
- (2) この事例は間接補助事業ですので、(有)C開発が〇〇市に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- (3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、法人が市に提出した事業実績報告書に記載されていると思われます。確認できない場合は、以下の書類を添付してください。
建物の構造：建物の登記簿
建物延面積：同上
定員：パンフレット等
- (4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、市が厚生局に提出した事業実績報告書を添付してください。
- (5) 申請の時点で売買契約が締結されていない場合は売買契約の予定が判る書類を、売買契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。
- (6) 譲渡を受ける法人の運営状況等を確認できる書類を添付してください。

ケース 4

別紙様式 1

〇〇県健康発第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事 印

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金により取得した医療機器
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 **無償譲渡** 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名		④所在地	
〇〇県	E市	E市立 こうせいきょく病院		〇〇県E市〇〇町△丁目 △番△号	
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
医療機器 (人工呼吸器)					
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
1,080,000円	1,080,000円	2,200,000円	平成20年度	5年	1年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業の補助を受けて整備した人工呼吸器を医療法人F会に譲渡し、同一事業を10年以上継続する。				平成22年10月1日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑲評価額	⑳評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 承認条件としての納付金 (有 **無**)

・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ (**②ア** ②イ ②ウ ②エ)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア〜ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)

・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1) 地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

(2) 地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

5 添付資料

- ・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成20年度に保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の交付を受けて整備した医療機器（人工呼吸器）を、E市が医療法人F会に譲渡する申請です。公立の医療機関の民営化に伴い、補助金の交付を受けて整備した機器等を法人に譲渡する財産処分は、これから増えてくることも予想されます。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、E市が間接補助事業者です。この事例の場合、処分しようとする補助財産の経過年数が10年未満であるため、厚生局長の承認が必要となったものです。

処分制限期間：この事例は、医療機器（その他のもの その他のもの その他のもの）に該当することから、5年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。平成21年2月1日に開始し平成22年10月1日に譲渡しますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は1年になります。

経緯及び処分の理由：

この事例は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の1（1）②イにより承認されるものです。同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡ですが、このケースの場合、残りの処分制限期間分について事業が継続されれば問題ありません。

添付書類

様式1の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- （1）対象設備のカタログ、写真を添付してください。
- （2）この事例は間接補助事業ですので、E市が〇〇県に提出した財産処分承認申請書の写しを添付してください。
- （3）国庫補助額、総事業費を確認する書類については、確定通知書に加え、県が厚生局に提出した事業実績報告書の内、処分しようとする補助財産が特定できる部分を併せて添付してください。
- （4）申請の時点で譲渡契約が締結されていない場合は契約書の（案）を、譲渡契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。公的医療機関が民営化される場合は、設置条例の廃止の議決書を添付してください。また、議会の承認を得て本契約となる契約の場合は、財産の処分について議会が承認した議決書も併せて添付してください。

ケース 5

別紙様式 2

G市子育て発第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

G市長 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した保育所
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
G市		G市立 こうせい保育所	〇〇県G市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
保育所	鉄筋コンクリート 造	300㎡	300㎡	60名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	昭和63年度	47年	22年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
社会福祉法人H福祉会に譲渡し、同一定員で同一事業を継続。				平成23年4月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、昭和63年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した保育所を、G市が社会福祉法人H福祉会に無償譲渡する報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者：G市が補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の保育所ですので、47年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから譲渡する日の前日までが経過年数です。
平成元年4月1日に開始し平成23年4月1日に譲渡しますので、処分
予定年月日の時点での経過年数は22年になります。

添付書類

様式2の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 記入要領では、「対象施設の全部を譲渡する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない」とされていますが、添付をお願いします。
- (2) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、市が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類がG市に保管されていない場合は、譲渡契約書や保育所設置条例など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (3) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、交付決定通知書や確定通知書を添付することとなっていますが、これらが保管されていない場合は、国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、市の決算書や事業年報でも構いません。
- (4) 保育所の廃止に伴う保育所設置条例の改正（廃止）議案の議決書を添付してください。
- (5) 報告の時点で譲渡契約が締結されていない場合は契約書（案）を、譲渡契約が締結されている場合は契約書の写しを添付してください。公立保育所を廃止する場合は条例廃止の議決書を添付してください。また、公的財産を譲渡しようとする場合、議会の承認が必要となることがありますので、財産の譲渡について議会が承認した議決書（要 議長の議決証明）も併せて添付してください。

ケース 6

別紙様式 2

K市子育て発第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

K市長 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した保育所
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
K市 (合併前はJ町)		K市立 こうせいきょく保育園	〇〇県K市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
保育所	鉄筋コンクリート 造	300㎡	300㎡	60名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
15,000,000円	15,000,000円	25,000,000円	昭和54年度	47年	29年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
老朽化による取り壊し。				平成21年10月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、昭和54年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した保育所を、取り壊す報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者：K市が補助事業者です。

処分制限期間：この事例は、鉄筋コンクリート造の保育所ですので、47年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから補助事業を取り止めた日までが経過年数です。

昭和55年4月1日に開始し平成21年3月31日に取り止めていますので、処分予定年月日に関係なく、経過年数は29年になります。

その他：このケースは、保育所を廃止してから半年後に取り壊す旨の報告ですが、補助財産の有効利用等の観点から、本来であれば保育所の廃止を決めた時点で補助財産の処分についても併せて決めておくべきです。

添付書類

様式2の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 市町村合併の事実がわかる書類を添付してください。
- (2) 対象施設の平面図、写真（老朽化が判るものを含む）を添付してください。
- (3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、J町が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類がK市に保管されていない場合は、保育所設置条例（処分しようとする保育所が廃止される前のもの）など、これらを証明できる書類を添付してください。
- (4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、交付決定通知書や確定通知書を添付することとなっていますが、これらが保管されていない場合は、国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、J町の決算書や事業年報でも構いません。
- (5) 保育所の廃止に伴う保育所設置条例の改正（廃止）議案の議決書を添付してください。

ケース 7

別紙様式 2

〇〇県高齢発第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国四国厚生局長 殿

〇 〇 県 知 事 印

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金により取得した養護老人ホーム
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第7条第3項の規定により付した条件に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
〇〇県	社会福祉法人L会	養護老人ホーム こうせいきょく	〇〇県〇〇市〇〇町△丁目 △番△号		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
養護老人ホーム	鉄骨造(骨格材の 肉厚4mm超)	30㎡	3,000㎡	100名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
300,000円	30,000,000円	500,000,000円	平成10年度	34年	11年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
倉庫(30㎡)を居宅介護支援事業所に転用する。				平成22年10月1日	

3 経緯及び処分の理由

(省略)

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)
- ・老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例 1 (3)

5 添付資料

- ・対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

【解説】

この事例は、平成10年度に社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の交付を受けて整備した養護老人ホームの一部（倉庫）を居宅介護支援事業所に転用する報告です。

※注意しなければならない事項

補助事業者等：〇〇県が補助事業者で、社会福祉法人L会が間接補助事業者です。

建物構造：鉄骨造の場合、その骨格材の肉厚により処分制限期間が異なります。鉄骨造の建物を処分する場合は、その骨格材の肉厚まで確認してください。

国庫補助額等：この事例は、建物の一部を転用する財産処分です。建物全体を処分する場合、報告書の⑩国庫補助相当額（処分に係る部分の額）と⑪国庫補助額全体は同額になりますが、一部を処分する場合は、⑪国庫補助額全体を面積で按分します。

⑪国庫補助額全体×(⑦処分に係る建物延面積×⑧建物延面積の全体)により計算します。

処分制限期間：この事例は、鉄骨造（骨格材の肉厚4mm超）の養護老人ホームですので、34年になります。

経過年数：補助目的の事業を開始してから転用する日の前日までが経過年数です。平成11年4月1日に開始し平成22年10月1日に転用しますので、1年未満の月数は切り捨てて、経過年数は11年になります。

承認基準：承認基準において、包括承認事項（報告によるみなし承認）は、災害等による取り壊しに該当する事例以外は、地方公共団体が行う財産処分（10年経過後の転用、無償譲渡など）に限定されていますが、この事例は、老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例により、包括承認事項として取り扱うものです。様式2の報告書の様式に、この特例に関する事項はあらかじめ記載されていませんので、特例により財産処分を報告する場合は特例に定められた事項を記載してください。

添付書類

様式2の記入要領に示すほか、下記の事項に注意してください。

- (1) 対象施設の平面図、写真を添付してください。
- (2) この事例は間接補助事業ですので、社会福祉法人L会が〇〇県に提出した財産処分承認申請書等の写しを添付してください。
- (3) 施設の種別、建物の構造、延面積、定員は、県が国に提出した事業実績報告書に記載されています。この書類が保管されていない場合は、実績報告書に代えて次の書類を添付してください。

建物の構造：建物の登記簿

建物延面積：同上

定員：パンフレット等

- (4) 国庫補助額、総事業費を確認する書類については、間接補助の場合、交付決定通知書（国→県）や確定通知書（国→県）から財産処分対象の施設を特定することは困難な場合があります。県が国に提出した事業実績報告書が添付書類として最も適していますが、これが保管されていない場合は、施設毎の国庫補助額や国庫補助対象の総事業費が特定できる場合に限り、県の決算書や事業年報でも構いません。